

平成 24 年 7 月 17 日

復興庁

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による
被災事業者支援の促進について

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題に対応するために設立された、東日本大震災事業者再生支援機構の新たな取組について別添のとおり復興庁・金融庁・中小企業庁が連携し支援することとしたのでお知らせします。

【連絡先】

復興庁 支援機構班 和田、柳沢

電話: 03-5545-7283

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による 被災事業者支援の促進について

平成24年7月17日
復興庁、金融庁、中小企業庁

東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題（被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題）に対応するために設立された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が業務を開始してから4か月が経過した。

これまでのところ、金融機関による柔軟な条件変更や仮設店舗への入居、復興計画の進展待ち等により、足下では二重債務問題が表面化していないケースが多いと考えられるが、今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在するものと考えられる。

このため、機構は、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組みを実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は連携し、機構の取組みを支援する。

1. 支援決定までの期間の短縮化

- 通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結（小規模事業者ではさらに短縮）する標準業務フローを策定し、それに基づき業務を着実に実施する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 迅速・円滑な債権買取りに資する観点から、金融機関から引当状況の情報が示された場合は、その点も考慮に入れて迅速な処理に努める。

これに関連し、金融庁から金融機関に対して、同機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、同機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

2. 信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 信用保証協会の保証付き債権については、金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。

これに関連し、中小企業庁から全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。

- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行に移す。

3. フォローアップ

- 上記の取組みの効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

（参考１） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活動実績（７月１２日現在）

相談・依頼受付件数 ４４５件

うち支援決定 ５件、最終調整中 ５１件

（参考２）同機構による支援促進に向けた取組

① 業務ガイドラインの整備

（例）デューデリジェンス実施の基準（小口案件で一定金額以下のデューデリジェンス内製化）

② 案件対応期間を半減させる業務フローの整備

⇒ 通常１８０日必要とされる案件対応期間を９０日程度で完結する標準業務フローの策定
小規模事業者についてはさらに短縮化したフローで対応

③ 信用保証協会保証付き債権処理のスピードアップ

⇒ より速やかな支援のため、新規融資に対する機構の保証機能の活用

④ 組織の見直し

- ・ ＳＳ（スモールサポート）班の創設・・・小口事業者の案件担当を専門とするチーム創設
- ・ 作業標準維持、品質維持、不受理判断のための体制新設
- ・ 説明会、相談会など、訴求活動の一層の体制強化
- ・ 仙台業務部への人員シフト

⑤ より速やかな意思決定

⇒ 一定の金額以下の案件については、取締役会決定でなく、常務会決定で行えるようにする